最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

家事審判規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月八日

最高裁判所

家事審判規則の一部を改正する規則

家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　家庭裁判所は、当分の間、この規則による改正後の家事審判規則（次項において「新規則」という。）第十一条第二項に規定する費用を、金銭に代えて登記印紙で予納させることができる。

3　この規則による改正前の家事審判規則第十一条第二項又は前項の規定により予納させた登記印紙の管理については、新規則第十一条第三項の規定を準用する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

告　示

○外務省告示第二十八号

一　次に掲げる各国の政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

クロアチア共和国　平成十八年五月十五日

ラトビア共和国　平成十九年四月十八日

リトアニア共和国　平成十九年九月十四日

ベルギー王国　平成二十一年十月九日

アンティグア・バーブーダ　平成二十一年十月十二日

二　フランス共和国政府及びカナダ政府は、前記の議定書の批准書を、それぞれ、平成十九年四月二十四日及び平成二十年五月九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十九年七月二十三日にフランス共和国について、また、平成二十年八月七日にカナダについて、それぞれ効力を生じた。

（平成十九年八月六日付け、同年九月十七日付け、平成二十年五月九日付け、平成二十一年十月二十一日付け及び同年十月十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第二十九号

平成二十三年一月二十一日にアスマラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエリトリア国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億五千万円

3　贈与の使用期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　高田稔久在エリトリア大使

エリトリア側　ベルハネ・アブレヘ財務大臣

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十号

平成二十三年一月二十五日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤基在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　アメリコ・デ・オリヴェイラ・ドス・ラモス財務・国際協力大臣

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十一号

平成二十三年一月二十六日にリロングウェで、カムズ国際空港航空航法システム改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カムズ国際空港航空航法システム改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億七千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　寒川富士夫在マラウイ大使

マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十二号

平成二十三年一月二十六日にリロングウェで、地下水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地下水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億二千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　寒川富士夫在マラウイ大使

マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三十三号

平成二十三年一月二十四日にスコピエで、円借款の供与に関する日本国政府とマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間の平成十五年十月七日付けの交換公文に従ってマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府に供与されることになったズレトヴィッツァ水利用改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がマケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年一月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月八日

外務大臣　前原　誠司

○文部科学省告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年十二月三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月八日

文部科学大臣　髙木　義明

名　称	構造及び形式	関係告示	所在地
依田家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積四七九平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十七号	静岡県賀茂郡松崎町大沢一五三
依田家住宅離れ	木造平屋建、瓦葺、建築面積一三八平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十七号	静岡県賀茂郡松崎町大沢一五三
依田家住宅道具蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四八平方メートル	平成十一年文部省告示第百八十六号	静岡県賀茂郡松崎町大沢一五三